

保安規程

平成 年 月 日 制定

平成 22 年 4 月 1 日 改定

設置者 岡 山 市

事業場 天瀬ポンプ場

保 安 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当事業場における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、この規定を定める。

(細則の制定)

第 2 条 この規定を実施するため必要と認めた場合には、別に細則を定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第 2 条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）、電気工作物の工事、維持及び運用に従事するもの（以下「従事者」という。）並びに一般財団法人中国電気保安協会（以下「保安協会」という。）は、電気法令及びこの規程を遵守するものとする。

(規程等の改正)

第 4 条 この規程の改正又は第 2 条に定める細則の制定又は改正にあつては、保安協会と協議して決定するものとする。

(保安管理業務の委託範囲)

第 5 条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち保安協会に委託する業務の範囲については、保安協会との委託契約により定められるものとする。

第 2 章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第 6 条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安組織は、別紙 1 によるものとする。

(電気工作物設置者の義務)

第 7 条 電気工作物に関する保安上重要な事項を定め又は行おうとするときは、保安協会の意見を求めるものとする。

2 保安協会から指示、助言を受け又は保安協会と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとり、又保安協会から助言され、又は保安協会に意見を求められた保安に関する事項については、その助言又は意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係がある場合は、その作成及び手続きについて保安教会の指示を受けものとする。

4 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）が電気事業法に基づいて行う電気工作物の検査には、保安協会を立ち合わせるものとする。

(連絡責任者及び発電所担当者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を保安協会に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には発電所担当を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、連絡責任者は電気工事士法に規程する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

2 前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会にすみやかに通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、すみやかに保安協会に通知するものとする。

4 連絡責任者及び発電所担当者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には保安協会の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、保安協会がその保安のために行う指示、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替、廃止等をいう。）の工事計画を立案するときは、その保安に関し保安協会の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物の関する工事の実施にあたっては、保安協会に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には保安協会に検査又は他の者が実施する測定・試験について指示又は助言を行わせて、計画どおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する点検及び測定・試験)

第 14 条 電気工作物の工事に関する点検及び測定・試験は、別紙 2 のとおりとし、保安協会に委託するものは委託契約によることとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

2 保安協会が行う点検、測定、試験の業務に関する計画の策定及び実施については協力するものとする。

(維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験)

第 15 条 電気工作物の維持及び運用に関するための巡視、点検及び測定・試験は、別紙 2 のとおりし保安協会に委託するものは委託契約によることとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、保安協会に連絡又は保安協会が行う点検時において報告し、必要な指示、助言を求めるものとする。

2 保安協会が行う前項の点検及び検査の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

第 16 条 巡視、点検又は測定・試験により技術基準への不適合の恐れがあると判断された場合は、保安協会から改善措置についての指示、助言及び改善措置をとらなかつた場合の影響の報告を受け、当該電気工作物をすみやかに改修し、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の措置)

第 17 条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、連絡責任者もしくは発電所担当者は、保安協会その他の関係先にただちに連絡し、保安協会の指示・助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 送電停止又は電気工作物との切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに保安協会の指示、助言のもとに行うものとする。

3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ保安協会の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、保安協会の指示、助言により事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生時の原因調査を保安協会に求め、適切な措置をとるものとする。

5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安協会の指示、助言を受けて事故報告を行うものとする。

第 5 章 運転又は操作

(運転又は操作)

第 18 条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器等の操作順序及び運転方法等の重要な事項は、保安協会に意見を求め、あらかじめ定めておくものとする。

2 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡すべき事項、及び経路は、受電室

その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。

- 3 受電用遮断装置及び発電所と電気事業者の電力系統を連係する遮断装置の操作にあたっては、必要に応じ電気事業者の関係事業所と連絡して行うものとする。

(連係運用)

第 19 条 電気事業者と連係する発電所の運用にあたっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

- 2 災害時において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連係運転をしないものとする。

第 6 章 発電所の運転を長期間停止する場合における保全

(長期停止)

第 20 条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、保安協会に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。

- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転開始)

第 21 条 発電所の長期間停止の後、運転を開始する場合は、保安協会に意見を求め、所定の事前点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行って、安全上支障の無いことを確認するものとする。

第 7 章 災 害 対 策

(防災対策)

第 22 条 非常災害時における電気工作物の保安を確保するため、保安協会の意見を求め、適切に対処できる体制を整備しておくものとする。

(非常時応急措置)

第 23 条 連絡責任者及び発電所担当者は、非常災害発生時にはただちに保安協会に連絡しその指示を受けるものとする。

- 2 連絡責任者及び発電所担当者は、災害等の発生にともない危険と認められるときは、ただちに受電及び発電を停止することが出来るものとする。

- 3 電気事業者の電力系統と連係している発電所は、災害時において電気事業者と連絡がとれない場合、発電所担当者は電力系統との連係を解列するものとする。

第 8 章 記 録

(記録等の保管)

第 24 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する台帳及び記録の保管年限は、それぞれ表の右欄に掲げるとおりとする。

記 録 な ど	保 管 年 限
設備台帳	永 久
巡視、点検、測定及び試験の記録	3 年
電気事故に関する記録	3 年

2 前項によらない記録は、必要な期間保存とする。

- (1) 竣工検査記録
- (2) 主要電気機器の補修記録
- (3) その他の必要な記録

第 9 章 責任の分界

(責任の分界点)

第 25 条 電気事業者が設置する電機工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との協議で定めるものとする。

(需要設備、発電所及び配電線路の構内等)

第 26 条 需要設備及び発電所における構内並びに配電線路の使用区域は、図面化して整備しておくものとする。

第 10 章 整備その他

(危険の表示)

第 27 条 受電室、発電所又はその他の電気工作物が設置されている場所であって、感電等の危険の恐れがあるところには、保安協会に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第 28 条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料、予備品、消耗品等を保安協会の意見をきいて整備し、これを適切に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第 29 条 電気工作物に関し、経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、電気事業者に提出した書類及び図面その他の主要文書については、その写し等を整備し、必要な期間保存するものとする。

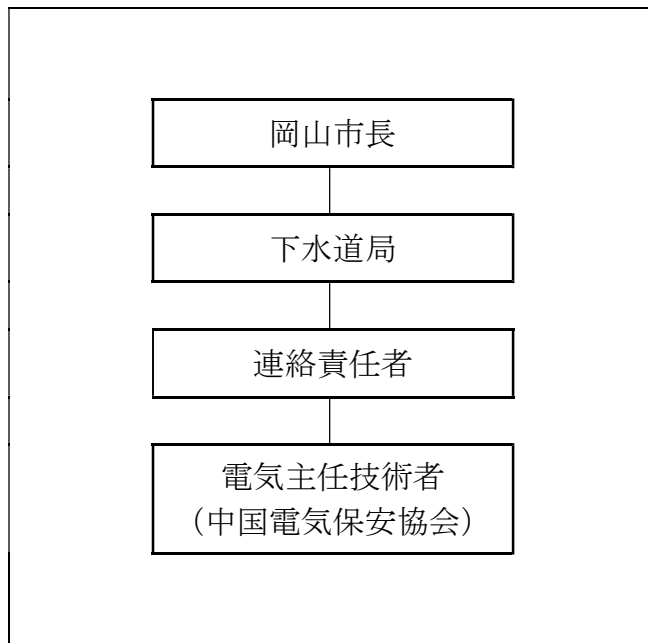
(手続き書類等の整備)

第 30 条 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長、電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面、その他の主要文書については、その写しを必要な期間保管するものとする。

付 則

この規程は平成 年 月 施工日から施行する。

組 織 図



巡視、点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 工事期間中の点検：設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。
- (2) 竣工検査：設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 月次点検：主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検 A：月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験をいう。
- (5) 年次点検 A 新方式：設備を運転した状態で行う年次点検 A の新方式をいう。
- (6) 年次点検 B：年次点検 A の点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (7) 臨時点検：異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探究等をいう。
- (8) 設置者の巡視点検：電気設備を巡回しつつ目視、異常音等により異常の有無を確認する。なお、高圧設備については、扉等を開けずに外部から確認するものとする。

2. 点検の実施回数

- (1) 工事期間中の点検
工事期間中は毎週 1 回以上行うものとする。
- (2) 竣工検査
工事完成後実施するものとする。
- (3) 月次点検・年次点検
「経済産業省告示第 249 号」に基づき行い、このうち 1 年に 1 回以上は年次点検を行うものとする。
 - ① 年次点検 A は、3 年に 2 回行うものとする。
 - ② 年次点検 A 新方式は、3 年に 2 回行うものとする。
 - ③ 年次点検 B は、3 年に 1 回行うものとする。※ 年次点検 B を実施した翌年度から起算して 3 年以内に、次回年次点検 B を行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (5) 設置者の巡視点検
保安協会と協議のうえ決定するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
受 電 設 備 (二 次 受 電 設 備 を 含 む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		漏えい電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		電圧・電流測定		○
		絶縁抵抗測定		○ ※6
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止試験		○
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧、周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

※1 絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。

※6 制御回路については測定を省略することがある。

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検	年次 点検 B	臨時 点検
受 電 設 備 （ 二 次 受 電 設 備 を 含 む ）	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験			○	
		継電器との連動動作試験			○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3・6	○ ※6	
継電器動作特性試験				○		
受電設備の建物・室、キュー ビクルの外箱	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
	接地抵抗測定		○ ※4	○		
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検	年次 点検 B	臨時 点検
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	○	必 要 な 項 目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	
発電設備（非常用予備発電設備を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止試験	○ ※5	○ ※5	○ ※5	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等、及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		発電電圧、周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
接地抵抗測定		○ ※4	○			
継電器動作特性試験			○			
継電器との連動動作試験			○			
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	

※2 年次点検A新方式の場合は除く。

※3 年次点検A新方式の場合、高圧電路は部分放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガーで実施する。

※4 過去の実績により、規定値を上回らない（前回の測定値が規定値の75%以下であること。）と判断される場合は、保安協会と協議し測定を延長（最長2年）することがある。

※5 風力発電設備は除く。

※6 制御回路については測定を省略することがある。